

#### 第 4 回会合の委員からの意見に対する JPNIC の考え方

ご意見：

「公共性の担保の透明性を向上することが目的であれば、JPRS の責任履行の評価だけでなく、JPNIC 及び総務省によるスキーム全体を評価するように検討範囲を広げてはどうか。については、評価項目に 13 条 3 項に定める『次条に定める手続き』、すなわち 14 条の手続きに関する項目も含めるべきだ。

第三者委員会という言葉には、それを設置した組織そのものを評価するものという一般的な通念があると同時に、きちんとやってきている JPNIC は、公共性の担保のスキーム全体に評価が及ぶ場合にも全く憚るところがないため、結果的には信頼性が高まる。」

JPNIC の考え方：

今回設置する委員会は、公共性の担保の透明性の向上の目的というよりは、移管契約第 13 条の各項につき、JPRS が違反無しであるという JPNIC の判断が手加減することなしに客観的に行われていることを明確にする目的で設置するものである。その意味では、世間一般に存在する第三者委員会とは目的が異なるため、有識者評価委員会と名称を変更して、検討委員会チャーターで定める通りに進めたい。意見募集は当初案をベースに、表現に適切な修整を加えて実施したい。

以上